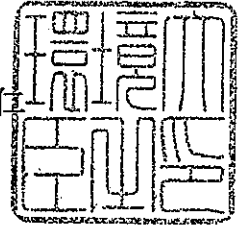


諮問第282号
環水大土発第100709002号
平成22年7月9日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
小沢鋭



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記について、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- (1) 別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - (2) 別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ-p-トリル)-4-エチルスルフィニルピラゾール-3-カルボニトリル (別名エチプロール)

(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド (別名ジクロシメット)

(RS)-a-シアノ-3-フェノキシベンジル=(Z)-(1RS,3RS)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロプロプ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名シハロトリン)

エチル=2-クロロ-5-(4-クロロ-5-ジフルオロメトキシ-1-メチルピラゾール-3-イル)-4-フルオロフェノキシアセタート (別名ピラフルフェンエチル)

3-ヨード-N'(2-メシル-1,1-ジメチルエチル)-N-{4-[1,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]-o-トリル}フタルアミド (別名フルベンジアミド)

(別紙2)

S-ベンジルO, O-ジイソプロピルホスホロチオアート (別名イプロベンホス又はI
BP)

1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデン
アミン (別名イミダクロプリド)

(E)-(S)-1-(4-クロロフェニル)-4,4-ジメチル-2-(1H-1,
2,4-トリアゾール-1-イル)ペンタ-1-エン-3-オール (別名ウニコナゾー
ルP)

N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒ
ドラジド (別名テブフェノジド)

(Z)-2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニル-1,3,5-
チアジアジナン-4-オン (別名ブプロフェジン)

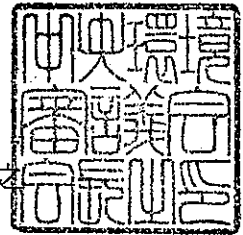
3-(2-クロロ-4-メシルベンゾイル)-2-フェニルチオビシクロ [3.2.1]
オクタ-2-エン-4-オン (別名ベンゾビシクロン)



中環審第557号
平成22年7月9日

中央環境審議会土壤農薬部会
部会長 松本 聡 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成22年7月9日付け諮問第282号、環水大土発第100709002号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。